

参考資料

浦安市予防接種の費用の助成に関する規則（令和元年規則第24号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前												
<p>（助成の額）</p> <p>第3条 助成の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる場合に該当する者 別表第1に規定する助成の額又は接種を受けた予防接種に係る実費のうちいずれか少ない方の額</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる場合に該当する者 別表第2に規定する助成の額又は接種を受けた予防接種に係る実費のうちいずれか少ない方の額（<u>インフルエンザについて、市民税非課税者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者以外の者</u>にあっては、当該額から1,000円を差し引いた額とする。）</p> <p>別表第2（第3条第2号）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">予防接種の種類</th> <th style="text-align: center;">助成の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インフルエンザ（10月1日から翌年1月31日までに接種を受けたものに限る。）</td> <td style="text-align: center;"><u>5,520円</u></td> </tr> </tbody> </table>	予防接種の種類	助成の額	省 略		インフルエンザ（10月1日から翌年1月31日までに接種を受けたものに限る。）	<u>5,520円</u>	<p>（助成の額）</p> <p>第3条 助成の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる場合に該当する者 別表第1に規定する助成の額又は接種を受けた予防接種に係る実費のうちいずれか少ない方の額</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる場合に該当する者 別表第2に規定する助成の額又は接種を受けた予防接種に係る実費のうちいずれか少ない方の額</p> <p>別表第2（第3条第2号）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">予防接種の種類</th> <th style="text-align: center;">助成の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">同 左</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インフルエンザ（10月1日から翌年1月31日までに接種を受けたものに限る。）</td> <td style="text-align: center;"><u>4,520円（市民税非課税者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者</u>にあっては、5,520円）</td> </tr> </tbody> </table>	予防接種の種類	助成の額	同 左		インフルエンザ（10月1日から翌年1月31日までに接種を受けたものに限る。）	<u>4,520円（市民税非課税者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者</u> にあっては、5,520円）
予防接種の種類	助成の額												
省 略													
インフルエンザ（10月1日から翌年1月31日までに接種を受けたものに限る。）	<u>5,520円</u>												
予防接種の種類	助成の額												
同 左													
インフルエンザ（10月1日から翌年1月31日までに接種を受けたものに限る。）	<u>4,520円（市民税非課税者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者</u> にあっては、5,520円）												
<p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。</u></p>													